

## セカンドオピニオンのご案内

セカンドオピニオンとは、現在の自分の病状や治療方針について、担当医（主治医）以外の医師の意見を求めることをいいます。（治療内容に対する苦情や医療訴訟に関する相談窓口ではありません）

### 1. 他の医療機関に意見を求めたい方へ

現在、当院で受診中の患者さんで、セカンドオピニオン外来を行っている他の医療機関でセカンドオピニオンを希望される場合は、遠慮なく担当医または受付へお申し出ください。（セカンドオピニオン外来設置医療機関リストもご案内できます）

### 2. 当院でのセカンドオピニオン外来をご希望される方へ

#### ① 外来概要・担当医師

セカンドオピニオン外来は、他院を受診されている患者さんに対して、その医療機関の主治医の診断内容や治療方針について当院の専門医が意見や助言、判断を提供することで、ご自身の治療方法の選択に参考にして頂くためのものです。セカンドオピニオンは、診断・治療に関する意見を述べるのが目的ですので、面談および主治医からの診療資料（診療情報提供書等）に基づいてのみ行います。診療・検査は行いません。

当院では、下記の医師のみ限定して行っております。

対象疾患	医師	資格・経歴
脳卒中 脳腫瘍	山本 勇夫（院長）	日本脳神経外科学会専門医 日本脊髄外科学会認定医 日本脳卒中学会認定脳卒中専門医

#### ② 対象

患者さんご本人が原則ですが、同意書があればご家族による相談も可能です。

#### ③ 費用・相談時間

- （1）予約制です。
- （2）費用は10,000円（税別）※相談当日にお支払いいただきます。
- （3）相談時間は、主治医の先生への報告書作成を含め1時間程度とさせていただきます。
- （4）セカンドオピニオンは、自由診療で行いますので、健康保険は適用となりません。

#### **④予約方法および相談までの流れ**

- (1) 受付 (052-848-2000) までセカンドオピニオン相談希望の旨をお申し出ください。  
※ 平日 (月～金) 午前9時～午後5時
- (2) 担当者が相談内容の大筋をお伺いした後、次の書類をお渡しします。  
(この時点では、相談可否を確定するものではありません)
  - ① 「セカンドオピニオン外来申込書」
  - ② 「主治医の先生へのお願い」
  - ③ 「セカンドオピニオン外来診療情報提供書」
  - ④ 「セカンドオピニオン外来相談同意書」
- (3) 主治医の先生に並木病院でのセカンドオピニオンを希望することを伝え、相談時に持参できる資料をご確認ください。
- (4) ①「セカンドオピニオン外来申込書」を並木病院宛にFAX (052-848-2020) あるいは郵送でお送りください。
- (5) お送りいただいた①「セカンドオピニオン外来申込書」に基づき、相談可否及び可の場合の相談日：時刻を確定しご連絡します。
- (6) 主治医の先生に②「主治医の先生へのお願い」と③「セカンドオピニオン外来診療情報提供書」をお渡しいただき、正式に作成を依頼してください。併せて各種検査資料等をお借りください。
- (7) 相談当日は予約時間の30分前までに当院受付へ主治医の先生からいただいた書類・検査資料等を提出してください。
- (8) 相談後、主治医の先生への報告書及びお預かりした検査資料等を返却いたします。

#### **⑤セカンドオピニオンをお断りする場合**

- (1) 最初から当院への転院をご希望される場合。  
※このような場合は、当院の一般外来を受診してください。
- (2) 医療訴訟や医療苦情に関する相談
- (3) 医療費の内容や医療給付にかかわる相談
- (4) 亡くなられた患者さんを対象とする相談
- (5) 担当医師の専門外の疾患の相談
- (7) 診療情報提供書や検査資料等を持参できない場合
- (8) 予約外での来院
- (9) 相談の内容によっては、セカンドオピニオン外来よりも当院の一般外来をお勧めする場合があります

#### **⑥相談当日に持参いただく書類**

- (1) 相談者がご本人以外の場合は、「セカンドオピニオン外来相談同意書」及び未成年の場合は、続柄を確認できる書類
- (2) 主治医の先生が記入した「セカンドオピニオン外来専用診療情報提供書」
- (3) 主治医の先生からの情報や検査資料等がない場合は、有効なセカンドオピニオンを提供できませんので、診療情報提供書、検査資料等を必ずお持ちください。